米子市犯罪のないまちづくり推進条例の解説

第１条　目的

第１条　この条例は、犯罪のないまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪の発生防止に関する安全活動を推進することにより、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は､｢市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する｣ことを目的に米子市犯罪のないまちづくり推進条例（以下｢条例｣という。）を制定することを規定したものであり、条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈・運用】

１　「市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会」とは、市民が不安や脅威、危険等に感じ、生活にも悪影響を及ぼすような犯罪の発生を防止することによって、まちが安全になり、市民が安心して日常生活を営むことができる社会をいう。

２　条例でいう「犯罪」は､『空き巣』や『ひったくり』､『車上ねらい』､『自転車盗』､『万引』､『性的犯罪』など、日常生活の中で市民自らが注意を喚起することによって防止できる、いわゆる街頭犯罪を想定している。

第２条　定義

第２条　この条例において「市民」とは、市内に居住している者、市内に通勤又は通学する者及び滞在する者をいう。 ２　この条例において「事業者等」とは、市内で事業を営む者、土地、建物、工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

【趣旨】

本条は、この条例において用いられる「市民」、「事業所等」の定義について規定したものである。

【解釈・運用】

１　「市民」とは、市内に居住、通勤、通学している者をはじめ、市内に滞在するすべての者をいう。

２　「事業者等」とは、法人・個人を問わず、市内で事業を営む者、市内にある土地、建物、工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

第３条　基本理念

第３条　犯罪のないまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携を図りながら協働して行われなければならない。 ２　犯罪のないまちづくりは、自らの地域は自らで守るという連帯意識と防犯意識のもとに推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、条例制定の理念や方針を強調するものであり、第１条と併せて、条例の解釈、運用の指針となるべきものである。

【解釈・運用】

１　第１項では、市、市民、事業者等が犯罪防止のためのそれぞれの役割を果たすに当たって、連携、協力して活動や施策を推進することが必要であることを示した。

２　第２項では、まちの安全や自らの安心は、自らが守るという連帯意識を地域社会全体が共有し、犯罪の発生を防止するための自主的、自発的な活動が推進されるよう求めた。

第４条　市の役割

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。 (1)　市民生活の安全に関する意識を高めるための広報、啓発及び情報提供に関すること。 (2)　犯罪の発生を防止するための地域における市民の自主的な安全活動の促進に関すること。 (3)　前２号に掲げるもののほか、市民生活の安全を確保するために必要な事項 ２　前項各号に掲げる施策を実施するため、市は、市を所管する警察署や関係する機関又は団体と緊密な連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は、第１条の目的規定に基づき、市が行うべき役割について規定したものである。

【解釈・運用】

１　本条では、市が行うべき具体的な施策として、「広報、啓発及び情報

提供」「市民の自主的な安全活動の促進」を掲げた。

2　「市民生活の安全に関する意識」とは、まちの安全や市民が営む日常生活における安心に関し、市民はもとより地域社会を構成する者が果たすべき役割の認識をいう。

3　「広報、啓発及び情報提供」の方法には、市報や市のホームページをはじめ街頭活動、回覧、ポスター・チラシなどのほかにも、様々な機会を利用することが考えられる。

4　「市民の自主的な安全活動の促進」とは、自治会などの地域コミュニティを基盤として、市民が地域の住民とともに自主的・自発的な防犯活動に取り組むよう、その組織づくりのための環境の醸成や継続して活動が展開されるために必要となる情報提供、助言などを行うことをいう。

具体的には、先駆的な活動事例の紹介や防犯活動に関する取組へのアドバイス、その他、市が主催又は依頼をした防犯活動中に参加者が被った身体事故に対する補償金等の支給などが想定される。

5　第２項は、市が行う施策をより効果的に実施するため、市を所管する警察署や関係する機関又は団体と密接に連携を図ることとしたものであり、関係する機関には、国や県、団体には、防犯協議会や地域で自主的な防犯活動を実践している団体・グループ等を想定している。

第５条　市民の役割

第５条　市民は、生活の安全に関する意識を高め、日常生活の中での防犯対策の実践に努めるものとする。

2　市民は、地域における連帯意識を高め、地域の安全を確保するための活動の推進に努めるものとする。

3　市民は、この条例の目的を達成するための市の施策に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、第１条の目的規定に基づき、市民が行うべき役割について規定したものである。

【解釈・運用】

1　第１項の「生活の安全に関する意識」とは、まちの安全と市民の安心を確保するため、市民自らが行動する必要性について認識することをいう。

2　「日常生活の中での防犯対策の実践」とは、家庭やまちで、犯罪の発生を未然に防ぐために防犯対策を講じることをいう。

3　市民が行う防犯対策としては、自宅や自転車・自動車を確実に施錠する、自転車のカゴに防犯ネットを装着する、暗い夜道での一人歩きを避ける等様々な行動が想定されるが、市民一人ひとりが実践すべき具体的な対策は、それぞれの生活や環境の違いを踏まえて行われることとなる。

3　第２項の「地域における連帯意識」とは、自らのまちは自らで守るという認識の下に、犯罪のないまちをつくるため、地域の住民同士が連携することをいう。

4　「地域の安全を確保するための活動の推進」とは、地域ぐるみで様々な防犯活動を推進するとともに、それらに参加することをいう。

5　地域ぐるみでの防犯活動には、自主防犯組織の結成、防犯パトロー

ルの実施、地域の安全確認、防犯意識の向上のための講習会・研修会の開催等を想定している。

6　第３項の「市の施策に協力する」とは、この条例の目的を達成するために市が行う施策に対し、協力するよう努めることを求めたものである。

第６条　事業者等の役割

第６条　事業者等は、市民の生活の安全を確保し、犯罪の発生防止や犯罪被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ２　事業者等は、この条例の目的を達成するための市の施策に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、第１条の目的規定に基づき、事業者等が行うべき役割について規定したものである。

【解釈・運用】

1　第１項の「必要な措置」とは、犯罪のないまちをつくるため、事業者等が行う活動において、犯罪の発生防止のために必要とされる対策をいう。

2　防犯対策の例としては、防犯カメラの設置や照明灯の設置、樹木の剪定等による昼夜間を通じた見通しの確保、事業者等の防犯に関する知識や技術の習得などが想定される。

3　事業者等が行う活動の種類及び性質の違いによっては、具体的な防犯対策も異なってくると考えられが、いずれの場合においても、まちの安全と市民の安全・安心に十分に配慮し、犯罪の発生を防止するた

めに必要な最善の努力が払われなければならない。

4　第２項の「市の施策に協力する」とは、この条例の目的を達成するために市が行う施策に対し、協力するよう努めることを求めたものである。

第７条　推進体制

第７条　市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

犯罪のないまちづくりを推進するためには、地域における緊密な連携関係に基づく推進体制が必要であることを規定したものである。

【解釈・運用】

1　「必要な体制を整備する」とは、市、市民、事業者等をはじめ関係する機関・団体のそれぞれが展開する防犯対策を実効性のあるものとするためには、まちが一体となって取り組みを推進することが必要となるところから、そのための連携協力関係を構築することを求めたものである。

2　整備する体制としては、防犯協議会をはじめ自主的な安全活動を実践している団体、グループ等との推進体制を想定している。

第８条　委任

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を実施するに当たっての必要な事項は、市長が定めることとしたものである。

【解釈・運用】

この条例を実施するにあたって規則等の制定・改正する場合は、条例との整合性が図られるよう努めることが必要である。

附　則

附　則 この条例は、平成１８年　　月　　日から施行する。